

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第8号

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給に関する規則の一部改正)

第1条 鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給に関する規則(令和2年鴨川市規則第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則

第1条中「鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改め、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第6条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当を支給しない者)」に改め、同条中「第12条第1項」の次に「及び第13条第1項」を加える。

第7条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当の支給日)」に改め、同条中「第12条第1項」の次に「及び第13条第1項」を加える。

第8条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当の額の算定における基本報酬の時間額の月額への換算の方法)」に改め、「第12条第4項」の次に「及び第13条第3項」を加える。

第11条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条の次に次の3条を加える。

(勤勉手当の支給割合)

第9条 条例第13条第3項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(同条及び別表第3において「期間率」という。)に第11条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第10条 期間率は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間に応じて、別表第3に定めるところによる。

(勤勉手当の成績率)

第11条 成績率は、100分の205の範囲内で、任命権者が定めるものとする。ただし、市長以外の任命権者にあつては、事前に市長と協議するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職種	時間額(任用時)	時間額(上限額)
事務補助員	1,026円	1,026円

結婚相談員	1,043 円	1,110 円
国際交流員	1,400 円	1,478 円
介護相談員	1,043 円	1,110 円
介護度重度化防止推進員	1,043 円	1,110 円
介護認定調査員	1,260 円	1,324 円
社会福祉士	1,260 円	1,324 円
介護福祉士	1,260 円	1,324 円
精神保健福祉士	1,260 円	1,324 円
家庭相談員	1,043 円	1,110 円
母子・父子自立支援員	1,043 円	1,110 円
用地事務員	1,260 円	1,324 円
特別支援教育支援員	1,066 円	1,142 円
学習支援員	1,066 円	1,142 円
学習指導員	1,204 円	1,310 円
主任学習指導員	1,466 円	1,571 円
I C T教育指導員	1,260 円	1,324 円
外国語指導助手	1,400 円	1,478 円
教育補助員	1,066 円	1,066 円
公民館長	1,260 円	1,324 円
図書館長	1,260 円	1,324 円
市史編さん主任委員	1,260 円	1,324 円
社会教育指導員	1,260 円	1,324 円
家庭教育指導員	1,260 円	1,324 円
保育教諭	1,113 円	1,201 円
保健師	1,509 円	1,563 円
助産師	1,509 円	1,563 円
環境監視員	1,516 円	1,516 円
巡回指導員	1,516 円	1,516 円
監視員	1,192 円	1,485 円
用務員	1,026 円	1,026 円
作業員	1,026 円	1,026 円
運転手	1,026 円	1,026 円
調理師	1,026 円	1,026 円
清掃作業員（軽作業）	1,050 円	1,050 円
清掃作業員（普通作業）	1,164 円	1,164 円
運転手（大型バス）	1,278 円	1,278 円
運転手（マイクロバス）	1,142 円	1,142 円
窓口事務員	1,030 円	1,058 円
医療事務員	1,142 円	1,234 円
国保病院経営統括支援員	1,494 円	1,516 円

介護支援専門員	1,417 円	1,448 円
訪問介護員	1,181 円	1,218 円
医師	10,000 円	10,000 円
歯科医師	10,000 円	10,000 円
栄養士	1,053 円	1,134 円
歯科衛生士	1,221 円	1,284 円
歯科助手	1,035 円	1,072 円
管理栄養士	1,246 円	1,313 円
診療放射線技師	1,611 円	1,662 円
臨床検査技師	1,611 円	1,662 円
理学療法士	1,611 円	1,662 円
作業療法士	1,611 円	1,662 円
言語聴覚士	1,611 円	1,662 円
薬剤師	1,803 円	1,815 円
薬局補助員	1,027 円	1,061 円
看護師	1,424 円	1,483 円
看護師（夜間対応）	1,686 円	1,745 円
准看護師	1,323 円	1,395 円
准看護師（夜間対応）	1,610 円	1,654 円
看護補助員	1,127 円	1,163 円
看護補助員（夜間対応）	1,430 円	1,457 円

備考 この表に定める時間額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する地域別最低賃金の額に満たないときは、当該地域別最低賃金の額を当該時間額とする。
別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 10 条関係）

勤務期間	期間率
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

(鴨川市家庭相談員設置規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

- (1) 鴨川市家庭相談員設置規則（平成17年鴨川市規則第61号）第4条
- (2) 鴨川市介護相談員設置規則（平成17年鴨川市規則第94号）第4条
- (3) 鴨川市介護度重度化防止推進員設置規則（平成25年鴨川市規則第6号）第4条
- (4) 鴨川市結婚相談員設置規則（平成26年鴨川市規則第13号）第4条
- (5) 鴨川市母子・父子自立支援員設置規則（平成28年鴨川市規則第11号）第4条
- (6) 鴨川市立国保病院経営統括支援員設置規則（平成30年鴨川市規則第32号）第4条

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。